

15-1 香川地区大量排出油等防除協議会

(目的)

第1条 この協議会は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）第43条の6（排出油等の防除に関する協議会）の規定に基づき、香川地区（高松海上保安部管轄区域内海域及びその隣接海域（以下、同））において、大量の油若しくは有害液体物質（以下、油等という。）の排出事故が発生した場合の防除活動について必要な事項を協議し、かつ、会員間における連携を推進すること及び他の地区の大量排出油等防除協議会との連携を推進する機関としての役割を果たすことを目的とする。

(会の名称)

第2条 会の名称を「香川地区大量排出油等防除協議会」（以下、地区協議会という。）という。

(地区協議会の業務)

第3条 地区協議会は次の業務を行う。

- (1) 排出油等防除計画の策定
 - イ 情報の共有
 - ロ 人員、施設、機材の動員、輸送
 - ハ 出動船艇相互間の通信連絡
 - ニ その他必要事項
- (2) 排出油等防除に必要な施設、機材の整備の推進
- (3) 排出油等防除に関する研修又は訓練
- (4) 排出油等防除活動の連携の推進
- (5) 排出油等処理剤の使用に関する事項
- (6) その他排出油等防除に必要な事項

(組織)

第4条 地区協議会は、会長及び会員をもって組織する。

- 2 会長は、高松海上保安部長をもってあてる。
- 3 会長は、会務を統理する。
- 4 会員は、高松海上保安部管轄区内において排出油等防除に関係ある別表に掲げる機関の長又はその指名する職員をもってあてる。
- 5 地区協議会に、排出油等防除に関する技術的事項の調査研究及び事故発生時における技術的事項に関する助言を行うため、技術専門委員会をおくことができる。
- 6 技術専門委員会の委員は、会長の推薦するもののうちから会議の同意を得て委嘱する。

(会議)

第5条 会議は、定例会議及び臨時会議とし、会長が招集する。

- 2 定例会議は、年1回開催する。
- 3 臨時会議は、必要がある場合に開催する。

(資料の交換)

第6条 会員は、排出油等防除に必要な次の資料を年1回（3月末日現在）会長に提出するものとする。なお防除能力に大幅な変更があった場合は、そのつど会長に通知するものとする。

- (1) 施設、機材の整備、保有状況
 - (2) 情報連絡体制（連絡担当者、昼夜間の電話番号等）
 - (3) その他必要な事項
- 2 会長は前項の資料をとりまとめのうえ、情報の共有を図るとともに、広域防災活動に活用するものとする。

(情報提供)

第7条 会長は、大量の油等が排出され、又は排出のおそれがある場合は、会員に対し、すみやかに事故に関する情報を通知する。

(総合調整本部の設置及び活動の調整)

第8条 大量の油等が排出され、又は排出のおそれがある場合、会長は直ちに総合調整本部を設け、情報の共有を図るとともに防除措置状況等の周知に努め、会員がそれぞれの立場に応じて連携協力を図り、迅速かつ的確な防除活動を実施するために必要な活動の調整を行うものとする。

- 2 防除活動を実施する会員は、その所属する幹部職員を総合調整本部に派遣するものとする。

(排出油等防除活動の実施)

第9条 会員である船舶所有者、石油関係企業等は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第39条第2項各号に掲げる原因者又は同条第4項各号に掲げる協力者として防除活動を実施するものとする。

2 会員である関係行政機関及び地方公共団体は、固有の事務又は海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第41条の2の規定による管区海上保安本部長又は海上保安部署長の要請により、防除活動、二次災害防止等の対策を実施するものとする。

3 会員である民間防災機関、曳船、サルベージ、油防除資機材メーカー、漁業者団体等は、原因者や地方公共団体等からの要請又は自衛措置により、防除活動、二次災害防止等の対策を実施するものとする。

4 各会員の防除活動は、それぞれの固有の指揮系統のもと実施するものとする。

(求償事務)

第10条 防除活動に要した費用の求償に関する事務は、各会員ごとに処理することを原則とする。

(訓練)

第11条 排出油等事故発生時における会員の防除活動を演習するため、年1回以上の訓練(図上演習を含む)を行うものとする。

(災害補償)

第12条 防除活動を実施した者が、そのために死亡し負傷し、若しくは病気にかかり、又は廃疾となった場合における災害補償については、法令に別段の定めのあるもののほか、当該被災した職員が所属する機関があたるものとする。

(経費)

第13条 会長は、この会の運営に関して特に必要があると認める場合は、臨時会費を徴収することができる。

2 国、消防、警察、水難救済会の会員は、臨時会費の徴収を免除するものとする。

3 臨時会費を徴収した場合、地区協議会に会計監事を置くものとする。

(協議)

第14条 この会則に疑義が生じた場合及びこの会則に定められていない事項について協議の必要がある場合には、その都度協議し決定するものとする。

(排出油等防除計画にかかる意見の提出)

第15条 地区協議会は海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第43条の6第2項の規定に基づき、会員の協議により必要と認める場合には、香川地区にかかる同法第43条の5第1項に基づく排出油等防除計画について、海上保安庁に対し意見を述べるものとする。

(庶務)

第16条 地区協議会の庶務は、高松海上保安部警備救難課において行う。

附 則

1 この会則は、昭和49年9月2日から施行する。

附 則

1 この会則は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律(平成18年法律第68号)施行の日から施行する。

附 則

1 この会則は、平成19年6月26日から施行する。

(昭和61年6月27日一部改正)

(平成7年7月19日一部改正)

(平成8年6月21日一部改正)

(平成19年6月26日一部改正)

(平成26年7月1日一部改正)

(平成29年7月7日一部改正)

15-2 備讃海域排出油等防除協議会連合会

(目的)

第1条 備讃海域（水島、玉野及び高松海上保安部の担任水域をいう。以下同じ。）において、大量の油又は有害液体物資の排出事故（油又は有害液体物質が排出されるおそれがある場合を含む。以下同じ。）による汚染又は汚染のおそれのある海域が、水島地区排出油等防除協議会、岡山県東部大量排出油等災害対策協議会及び香川地区大量排出油等防除協議会（以下「地区協議会」という。）のうち、二以上の地区協議会の管轄区域にまたがる場合、又はまたがるおそれがある場合の防除活動を総合的に調整し、地区協議会会員がそれぞれの立場に応じて相互に連携し、所要の協力を図りつつ、迅速かつ適確な防除活動の実施に資することを目的とする。

(名称)

第2条 会の名称は「備讃海域排出油等防除協議会連合会」（以下「連合会」という。）とする。

(業務)

第3条 連合会は次の業務を行う。

- (1) 防除活動の連携の推進に関する事。
- (2) 排出油等防除に係る自主基準（マニュアル）の作成に関する事。
- (3) 排出油等防除に関する研修及び訓練の実施に関する事。
- (4) その他排出油等防除に関する事。

(組織)

第4条 連合会の会員は、各地区協議会とする。

- 2 連合会会長は、第六管区海上保安本部長とする。
- 3 連合会会長は、連合会を代表し会務を統理する。
- 4 連合会の事務局は、第六管区海上保安部警備救難部環境防災課に置く。

(会議)

第5条 連合会の会議は、連合会会長、各地区協議会の会長（以下「地区会長」という。）及び同会長が指名する各地区協議会の代表者により構成するものとする。

なお、地区会長が指名する者は、原則として、地方自治体、民間企業及び漁業協同組合連合会からそれぞれ1名とする。

- 2 連合会会長は、前項に定めるほか会議に必要な者の出席を求めることができるものとする。
- 3 会議は、原則として、年1回開催するものとする。
- 4 会議は、次に掲げる事項を協議する。
 - (1) 防除活動の連携の推進に関する事。
 - (2) 連合会の事業計画に関する事。
 - (3) その他連合会の重要事項に関する事。

(訓練)

第6条 連合会は、連携した防除活動を演練するため、原則として、年1回訓練を行うものとする。

- 2 前項の訓練は、海上における実働訓練又は机上訓練とする。

(情報提供)

- 第7条 連合会会長は、大量の油又は有害液体物質の排出事故による汚染又は汚染のおそれのある海域が二以上の地区協議会の管轄区域にまたがる場合、又はまたがるおそれがある場合は、地区会長に対し、すみやかに事故に関する情報を通知する。
- 2 連合会会長から通知を受けた地区会長は、地区会員に対し、すみやかに事故に関する情報を通知する。

(総合調整本部の設置等)

- 第8条 連合会会長は、前条第1項の情報提供を行い、必要と認める場合にあっては、備讃海域排出油等防除協議会連合会総合調整本部（以下「総合調整本部」という。）を設け、情報の共有を図るとともに防除措置状況等の周知に努め、会員がそれぞれの立場に応じて連携協力を図り、迅速かつ的確な防除活動を実施するために必要な防除活動の調整を行うものとする。
- なお、この場合にあっては、地区協議会の総合調整本部は設置しない。
- 2 総合調整本部の本部長（以下「調整本部長」という。）は、連合会会長又は同会長が指名する者とする。
 - 3 総合調整本部の本部員は、各地区会長、岡山県及び香川県の職員並びに防除活動を実施する地区会員が所属する機関の幹部職員とする。
 - 4 連合会会長は、前項に定めるほか必要な者を本部員とすることができるものとする。
 - 5 連合会会長は、総合調整本部を存続させる必要がなくなつたと認める場合は、速やかに総合調整本部を解散するものとする。

(防除活動の実施等)

- 第9条 地区会員である船舶所有者、石油関係企業等は、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」（昭和45年法律第136号。以下「海防法」という。）第39条第2項各号に掲げる原因者又は同条第4項各号に掲げる協力者として防災活動を実施するものとする。
- 2 地区会員である関係行政機関及び地方公共団体は、固有の事務又は海防法第41条の2の規定による管区本部長等の要請により、防除活動、二次災害防止等の対策を実施するものとする。
 - 3 地区会員である民間防止機関、曳船、サルベージ、油防除資機材メーカー、漁業者団体等は、原因者や地方公共団体等からの要請又は自衛措置により、防除活動、二次災害防止等の対策を実施するものとする。

(他の排出油等防除協議会連合会への応援依頼)

- 第10条 連合会会長は、備讃海域において、大量の油又は有害液体物質の排出事故による汚染又は汚染のおそれのある海域が、他の排出油等防除協議会連合会（以下「他の連合会」という。）の管轄海域にまたがる場合、又はまたがるおそれがある場合は、他の連合会に対し排出事故の概要及びその他必要な事項を明らかにして、人員、資材及び船舶の現場派遣並びに施設の提供による応援の調整を求めることができる。

(備讃海域外への応援のための出動調整)

- 第11条 連合会会長は、備讃海域外において発生した大量の油又は有害液体物質の排出事故に関し、他の排出油等防除協議会等から応援の調整依頼を受け協力が必要と認めた場合には、地区協議会に対し必要な協力のための出動を調整するものとする。
- 2 連合会会長は、前項の規定により出動調整を行った場合、応援協力を求めた排出油等防除協議会等と調整を行うとともに、活動状況を把握し、その状況を各地区協議会に連絡するものとする。

(指揮系統)

第12条 地区会員の防除活動は、それぞれの固有の指揮系統のもとに実施するものとする。

(求償及び災害補償)

第13条 防除活動に要した経費の求償及び防除活動に伴って生じた災害補償については、地区協議会の会則に定めるところによる。

附 則

この会則は、平成9年12月24日から施行する。

附 則

この会則は、平成18年10月16日から施行する。

附 則

この会則は、平成19年10月30日から施行する。

15-3 高松空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定書

高松空港株式会社（以下「甲」という。）及び高松市（以下「乙」という。）、三木町（以下「丙」という。）、綾川町（以下「丁」という。）は、高松空港（以下「空港」という。）及びその周辺における消火救難活動について、次のとおり協定を締結した。

（目的）

第1条 この協定は、空港（制限区域内に限る。以下同じ）及びその周辺における航空機に関する火災若しくは空港におけるその他の火災又はそれらの発生のおそれのある事態（以下「緊急事態」という。）に際し、甲と乙、丙及び丁（以下「乙等」という。）の各消防機関（以下「乙等の消防機関」という。）が緊密な協力のもとに一貫した消火救難活動を実施し、被害の防止又は軽減を図ることを目的とする。

（区分）

第2条 空港における緊急事態の消火救難活動は、甲が第1次的にこれに当たり、乙等の消防機関は必要に応じて出動するものとする。

2 空港周辺における緊急事態の消火救難活動は、乙等の消防機関が第1次的にこれに当たり、甲は必要に応じて出動するものとする。

（緊急事態の通報）

第3条 空港に緊急事態が発生した場合には、甲は乙等の消防機関に対して速やかに通報するものとし、空港周辺に緊急事態が発生した場合には、乙等の消防機関は甲に対して速やかに通報するものとする。

2 前項の通報は、次の事項について電話その他の方法により行う。

- (1) 緊急事態の発生日時
- (2) 緊急事態発生場所
- (3) 緊急事態の内容（航空機事故においては航空会社名、機種及び便名を含む）
- (4) 負傷者の有無
- (5) その他判明している事項

3 通報に応じて出動した機関は、現場到着に際しその旨を速やかに通報した機関に連絡するものとする。

（費用の負担）

第4条 消火救難活動のために要する費用の負担については、別に両者協議して定めるものとする。

（調査に対する協力）

第5条 甲及び乙等の消防機関が消火救難活動を実施するに当たっては、当該航空機の状態、現場における痕跡その他火災、事故等の調査に必要な資料の保存に留意するものとする。

(通 報)

第6条 甲又は乙等の消防機関が単独で消火救難活動に従事したときは、速やかにそのてん末を相互に通報するものとする。

(訓 練)

第7条 甲及び乙等の消防機関は、協議して緊急事態における消火救難活動に関する計画を立案し、総合訓練を定期的実施するものとする。

(資料の交換)

第8条 甲及び乙等の消防機関は、空港に発着する航空機、空港における諸施設、相互の消防機器、人員等消火救難活動に必要な資料を交換するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、平成30年(2018)年4月1日から平成31年(2019)年3月31日までとする。

2 前項の有効期間の満了の日の1か月前までに、甲又は乙等の何れからもこの協定を改定する意思表示がないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

3 甲又は乙等は、この協定の有効期間中であっても、互いに協議してこの協定を改定することができる。

(細 目)

第10条 この協定に定めるもののほか、必要な細目は、甲、乙等が協議して定めるものとする。

(その他)

第11条 この協定の締結を証するため、本書4通を作成し、甲、乙等がそれぞれ記名押印のうえ各1通を保有するものとする。

(附 則)

この協定は、平成30(2018)年4月1日から実施する。

平成30(2018)年2月20日

甲 高松空港株式会社
代表取締役社長 渡部 哲也

乙 高松市
高松市長 大西 秀人

丙 三木町
三木町長 筒井 敏行

丁 綾川町
綾川町長 藤井 賢

高松空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定の一部を変更する協定

高松空港株式会社（以下「甲」という。）と高松市（以下「乙」という。）、三木町（以下「丙」という。）、綾川町（以下「丁」という。）は、平成30年2月20日付けで締結した高松空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定の一部を次のとおり変更する協定を締結した。

第1条 題名、前文及び第4条から第8条までの文中「消火救難活動」を「緊急事態の活動」に変更する。

第2条 第1条を次のように変更する。

（目的）

第1条 この協定は、高松空港緊急時対応計画に基づき、空港及びその周辺における航空機災害や自然災害等又はそれらの発生のおそれのある事態（以下「緊急事態」という。）に際し、甲と乙、丙及び丁（以下「乙等」という。）の各消防機関（以下「乙等の消防機関」という。）が緊密な協力のもとに一貫した活動を実施し、被害の防止又は軽減を図ることを目的とする。

第3条 第2条第1項中「消火救難活動」を「活動」に変更する。

第4条 第2条第2項中「緊急事態」を「航空機に関する火災若しくは空港の運用に影響を及ぼす火災又はそれらの発生のおそれのある事態等」に変更し、「第1次的に」を削る。

第5条 第3条中「空港周辺に」の次に「おいて」を加え、「緊急事態」を「航空機に関する火災若しくは空港の運用に影響を及ぼす火災又はそれらの発生のおそれのある事態等」に変更する。

第6条 第9条を次のように変更する。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、令和元（2019）年8月1日から令和2（2020）年3月31日までとする。

第7条 附則を第1項とし、同項の次に次の1項を加える。

2 この協定は、令和元（2019）年8月1日から実施する。

第8条 この協定の締結を証するため、本書4通を作成し、甲、乙等がそれぞれ記名押印のうえ各1通を保有するものとする。

令和元（2019）年7月25日

甲 高松空港株式会社
代表取締役社長 小幡 義樹

乙 高松市
高松市長 大西 秀人

丙 三木町
三木町長 伊藤 良春

丁 綾川町
綾川町長 前田 武俊

15-4 高松空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定細目

「高松空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定」（以下「協定」という。）第10条の規定に基づき、次のとおり細目を定める。

（適用）

第1条 その周辺とは、高松空港の標点（34. 12. 51N/134. 00. 56E）から、半径9kmの範囲とする。

（通報手段）

第2条 協定第3条の通報は、高松市消防局を介して行うものとし、各消防機関相互の通報は既存の連絡網で行うものとする。

（費用の負担）

第3条 消火救難活動に要した費用は、それぞれ出動した機関が負担するものとする。

（指揮）

第4条 災害の種類を問わず、空港の火災又は空港制限区域外への延焼のおそれのある火災の場合で、高松市消防局が現場に指揮本部を設けた時は、高松空港株式会社に代わって高松市消防局が消火救難活動の指揮を執るものとする。

2 前項において、空港内を通行するにあたっては、高松市消防局の指揮者は高松空港株式会社と密接な連絡を保持するものとする。

（協議）

第5条 本細目の他必要な事項は、関係機関の担当者が協議して定めるものとする。

（その他）

第6条 本細目4通を作成し、関係機関が記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

（附則）

この細目は、平成30（2018）年4月1日から実施する。

平成30（2018）年2月20日

高松空港株式会社
代表取締役社長 渡部 哲也

高松市
高松市長 大西 秀人

三木町
三木町長 筒井 敏行

綾川町
綾川町長 藤井 賢

高松空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定細目の一部を変更する協定

高松空港株式会社（以下「甲」という。）と高松市（以下「乙」という。）、三木町（以下「丙」という。）、綾川町（以下「丁」という。）は、平成30年2月20日付けで締結した高松空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定細目の一部を次のとおり変更する協定を締結した。

第1条 題名、前文及び第3条中「消火救難活動」を「緊急事態の活動」に変更する。

第2条 附則を第1項とし、同項の次に次の1項を加える。

2 この協定は、令和元（2019）年8月1日から実施する。

第3条 この協定の締結を証するため、本書4通を作成し、甲、乙等がそれぞれ記名押印のうえ各1通を保有するものとする。

令和元（2019）年7月25日

甲 高松空港株式会社
代表取締役社長 小幡 義樹

乙 高松市
高松市長 大西 秀人

丙 三木町
三木町長 伊藤 良春

丁 綾川町
綾川町長 前田 武俊

15-5 高松空港医療救護活動に関する協定書

高松空港株式会社（以下「甲」という。）と一般社団法人香川県医師会（以下「乙」という）は、高松空港及びその隣接区域において発生した航空機事故等に対する医療救護活動について、次のとおり締結する。

（目的）

第1条 この協定は、高松空港及びその隣接区域において航空機事故等が発生した場合又はその恐れがある場合に、甲、乙協力の下に医療救護活動を円滑に実施することを目的とする。

（医療救護班員の派遣又は待機の要請）

第2条 甲は、高松空港及びその隣接区域において航空機事故等が発生した場合又はその恐れがある場合で、医療救護活動を実施する必要がある時には、乙に対しその内容を通報するとともに、医療救護班員の派遣又は待機の要請を行うものとする。

（医療救護班員の派遣又は待機）

第3条 乙は、前条の規定により甲から派遣又は待機の要請があった場合には、速やかに医療救護班員の派遣又は待機を行うものとする。

（医療救護班員の任務）

第4条 医療救護班員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病程度の診断（トリアージ）及び医療機関への転送順位の決定
- (2) 傷病者に対する応急処置
- (3) 死亡の確認

（医療救護資器材等の提供）

第5条 甲は、甲が保管管理する医療救護に必要な医療資器材等を、乙が派遣する医療救護班員に対し提供するものとし、緊急の場合は、医療救護班員の手持ちのものを使用するものとする。

（消火救難訓練）

第6条 甲は、消火救難訓練を計画した場合は、乙に計画内容を通知するとともに、必要に応じ医療救護班員等の参加を要請するものとする。

- 2 乙は、前項の規定により甲から消火救難訓練の参加要請があった場合には、これに協力するものとする。
- 3 甲は、乙に対し、消火救難訓練に使用する医療資器材等を提供するものとする。
- 4 甲は、乙が第2項の規定に基づき消火救難訓練に参加した場合は、当該参加者に対し、所定の訓練謝金を支払うものとする。

(報告)

第7条 医療救護班の班長は、必要な記録を行うとともに、乙を通じて甲に報告するものとする。

2 乙は、二次災害・業務災害又は物的損害が発生したときは、甲に報告するものとする。

(費用)

第8条 この協定による医療救護活動に要した費用及び物的損害等の費用については、事後速やかに関係者による協議のうえ、費用を負担すべき者から乙に支払うものとする。

2 甲は、責任をもって、費用の支払いについて、費用を負担すべき者を指導するものとする。

(災害補償)

第9条 医療救護班員等が医療救護活動又は消火救難訓練参加時において二次災害・業務災害を負った場合には、「空港救急医療従事者障害補償制度」に基づいて処理するものとする。

(実施細目)

第10条 この協定を実施するために必要な細目は、別添「高松空港医療救護活動実施細目」の通りとする。

(協議)

第11条 この協定に定めない事項又は疑義が生じた場合は、甲、乙協議のうえ、定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定書の有効期間は、平成30年4月1日から平成31年3月31日までとする。

2 前項の期間満了日の1ヶ月前までに、甲又は乙から何らかの申し出がない場合は期間満了日の翌日からさらに1年間有効期間を延長し、以後も同様とする。

3 この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙双方記名捺印のうえ、各1通を保有するものとする。

(附則)

この協定は、平成30(2018)年4月1日から実施する。

平成30(2018)年2月2日

甲 高松空港株式会社
代表取締役社長 渡部 哲也
乙 一般社団法人香川県医師会
会長 久米川 啓

15-6 船舶消防相互援助協定

高松市(高松消防局)と高松海上保安部との船舶消防に関する相互援助につき、次のとおり協定する。

(目的)

第1条 この協定は「海上保安庁の機関と消防機関との業務協定の締結に関する覚書(昭和43年3月29日)」に基づき船舶の火災及びその他の災害について高松市(以下「甲」という。)と高松海上保安部(以下「乙」という。)が協力し、相互の能力を活用して被害を最小限度に防止し、併せて消防業務の調整を図ることを目的とする。

(区域)

第2条 この協定に基づく相互援助の区域は高松市沿岸港湾及び河川とする。

(業務の調整)

第3条 次に掲げる船舶の消火活動は主として甲が担任するものとし、乙はこれに協力するものとする。

(1) ふ頭又は岸壁にけい留された船舶及び上架又は入渠中の船舶

(2) 河川及び湖沼における船舶

2 前項以外の船舶の消火活動は主として乙が担任し、甲はこれに協力するものとする。

(火災の原因調査等)

第4条 船舶の火災の原因並びに火災及び消火により受けた損害の調査は、甲と乙が協議してこれを行うものとする。

(資料・情報の交換等)

第5条 法令に定めるもののほか、入港船舶の危険物積載の状況、化学消火剤の備蓄状況等消火活動上あらかじめ掌握しておくことが必要と認められる資料及び情報については相互に交換するものとする。

(災害の通報)

第6条 甲又は乙は、船舶の火災を知ったときは、相互に直ちにその旨を通報するものとする。

2 甲は、船舶の火災について放火又は失火の犯罪があると認めたとき、又はその疑いのあるときは、直ちに乙に通報するとともに、必要な証拠の保全に努めなければならない。

(消火てん末の報告)

第7条 甲又は乙が単独で船舶の火災の消火に従事したときは、速やかにそのてん末を相互に連絡するものとする。

(出動経費の負担)

第8条 船舶の火災の消火活動に要した経費は、出動した機関がそれぞれ負担するものとする。ただし、特に多額の経費を要した場合における当該特別に要した経費の負担は、その都度両者が協議のうえ定めるものとする。

(定義)

第9条 この協定において「けい留された船舶」とは、接岸した船舶及びその船舶にけい留してするすべての船舶をいう。

2 「河川内の船舶」とは、河川の最下流橋より上流にあるすべての船舶をいう。

(協力負担)

第10条 乙の協力事項は、次のとおりとする。

(1) 巡視船艇又は海上保安官を派遣して甲の消防作業を援助するとともに、船艇による海上交通

の警戒及び輸送の便宜を供与するものとする。

(2) 火災船舶及び類焼のおそれのある船舶を移動する必要があるときは、これに協力するものとする。

2 甲の協力事項は、次のとおりとする。

乙の指定する場所又は船舶に必要な消防隊を派遣して、乙の消防作業を援助するものとする。

(応援の要請)

第 11 条 甲は港湾及び河川に接する施設又は物件の火災で必要と認めるときは、乙に応援を要請することができる。

(火災以外の船舶の災害救助)

第 12 条 火災を除く船舶の災害救助は乙の責任とする。ただし甲は、船舶及び乗船者の緊急を要する危険を認めた場合は、自己の責任において応急措置を行った後、乙に通報し業務を引継ぐものとする。

(応急職員の義務)

第 13 条 応援のため出動した海上保安官又は消防隊員は、受援者側指揮者の意見を尊重するものとする。

(火災予防に関する相互協定)

第 14 条 船舶及び河川に接する施設又は物件の火災予防に関しては、法令その他の定めるところに従い甲又は乙において実施し、必要と認めるときは、相互に援助協力するものとする。

(大型タンカー等の事故対策)

第 15 条 大型タンカー等の事故の場合における消火活動を効果的に行うため、甲及び乙は地方防炎会議等を活用して、おおむね次の事項につき連絡調整を行うものとする。

(1) 情報及び資料の交換

(2) 消火活動要領の作成

(3) 必要な器材・器具等の整備計画の作成及びその実施の推進

(その他の協定)

第 16 条 この協定に基づくもののほか、必要な事項については、甲・乙協議して定めるものとする。

附 則

1 この協定は、昭和 44 年 6 月 13 日から施行する。

2 この協定書は 2 通作成し、各 1 通を所持する。

3 この協定を改廃する必要があるときは、甲・乙協議のうえ文書で行うものとする。

4 昭和 39 年 6 月 1 日に協定した船舶火災相互援助協定は廃止する。

以上の証拠としてこの協定に署名押印する。

昭和 44 年 6 月 13 日

高 松 市 長

三宅 徳三郎

高松海上保安部長

黒磯 暎三

15-7 原子力発電所等における放射能災害発生時の対応方針

原子力発電所等における放射能災害が発生した際の県の基本的な対応について以下のとおり定める。

関係部局は、この方針に基づき具体的な対策を実施する。

		内 容
レベルゼロ	実施基準	<p>県内で測定された大気中の放射線量が^a0.15μSv/h 以下</p> <p>※ 0.15μSv/h は、平成19年度から21年度までに観測された全国の平常時の最大値</p>
	実施体制	—
	主な対策	<p>① 放射能の測定 大気中の放射線量の測定（サーベイメーターを活用して複数地域で測定）、降下物や水道水の分析</p> <p>② 被ばくの恐れがある地域からの帰県者等への放射線被ばくに関する相談、スクリーニング検査の実施</p> <p>③ 県外で放射能汚染された食品が公表された場合、その品目について県内の流通に関する情報収集</p> <p>④ 県内企業、農林水産事業者への影響調査</p>
レベルI	実施基準	<p>県内で測定された大気中の放射線量が^a0.15μSv/h を超え0.5μSv/h 未満</p> <p>※ 0.5μSv/h は、原子力災害対策指針に基づく飲食物に係るスクリーニング基準</p>
	実施体制	<p>危機警戒本部</p> <p>本部長 危機管理総局長</p> <p>副本部長 危機管理総局次長</p> <p>本部員 危機管理総局参事、関係課長等</p>
	主な対策	<p>上記に加え、</p> <p>① 積極的な情報提供（県民、市町、医療機関、企業、農林水産業者、学校等）</p> <p>② 県民からの相談窓口の設置</p> <p>③ 国との対策協議</p> <p>④ 隣接県や防災関係機関との連携</p> <p>⑤ 飲料水や農畜水産物等の放射能汚染への対応</p> <p>⑥ 農畜水産物等の風評被害の防止</p>
		内 容

レベルⅡ	実施基準	<p>県内で測定された大気中の放射線量が$0.5\mu\text{Sv/h}$以上$20\mu\text{Sv/h}$未満 ただし、被ばくの長期化など県民の健康への影響を考慮して一時移転対策等が必要なときは、レベルⅢにより対応する。</p> <p>※ $20\mu\text{Sv/h}$は、原子力災害対策指針に基づく早期防護措置実施基準</p>
	実施体制	<p>災害対策本部</p> <p>本部長 知事</p> <p>副本部長 副知事</p> <p>本部員 各部長等</p>
	主な対策	<p>上記に加え、</p> <p>① 被害情報の収集・提供</p> <p>② 緊急時環境放射線モニタリングの実施</p> <p>③ 防災上必要な措置に関する国との協議</p> <p>④ 関係機関との応急対策の協議</p> <p>⑤ 飲料水、飲食物の摂取制限の準備</p>
レベルⅢ	実施基準	<p>県内で測定された大気中の放射線量が$20\mu\text{Sv/h}$以上$500\mu\text{Sv/h}$未満</p> <p>※ $500\mu\text{Sv/h}$は、原子力災害対策指針に基づく緊急防護措置実施基準</p>
	実施体制	<p>災害対策本部</p> <p>本部長 知事</p> <p>副本部長 副知事</p> <p>本部員 各部長等</p>
	主な対策	<p>上記に加え、</p> <p>① 一時移転対策の実施（誘導・広報等）</p> <p>② 医療活動</p> <p>③ 飲料水、飲食物の摂取制限</p> <p>④ 交通機能の確保</p> <p>⑤ 交通整理、警戒等の治安対策</p>
レベルⅣ	実施基準	$500\mu\text{Sv/h}$ 以上
	実施体制	<p>災害対策本部</p> <p>本部長 知事</p> <p>副本部長 副知事</p> <p>本部員 各部長等</p>
	主な対策	<p>国の指示を受け、あるいは国と協議しながら、避難等必要な対策を実施</p>

※ 放射能被害の状況、大気中の放射線量の上昇傾向や降下物等の分析結果などに応じて、上位のレベルでの対応を実施する。